

羽 生 市  
空 家 等 対 策 計 画

平 成 3 1 年 3 月

羽 生 市

## ■目次

第1章 空家等対策計画の趣旨	
1. 背景と目的	・・・ 3
2. 計画の位置付け	・・・ 3
第2章 空家等の現状と課題	
1. 本市の人口・世帯数の状況	・・・ 5
2. 空家等の状況	
(1) 住宅・土地統計調査	・・・ 6
(2) 実態調査	・・・ 8
(3) 空家等における課題	・・・ 18
3. 市のこれまでの取組	
(1) 羽生市空き家・空き地バンクの開設	・・・ 19
(2) 空家等の相談状況	・・・ 19
第3章 空家等対策における基本的な方針	
1. 空家等対策に取り組む目的	・・・ 21
2. 基本的な考え方	・・・ 21
3. 対策方針	・・・ 21
4. 計画期間	・・・ 22
5. 対象地区	・・・ 22
6. 対象とする空家等の種類	・・・ 22
7. 計画における目標値及び達成状況の評価	・・・ 22
第4章 空家等対策の取組方針と具体的な施策	
1. 空家等の発生抑制のための適切な管理	
(1) 所有者等への意識啓発	・・・ 24
2. 空家等及び除去した跡地の有効活用の促進	
(1) 羽生市空き家・空き地バンク事業等の活用	・・・ 26
(2) 利活用の仕組みづくり	・・・ 26
3. 空家等の管理不全の解消促進	
(1) 所有者等への注意喚起	・・・ 27
(2) 特定空家等に関する判定の手続き	・・・ 27
(3) 特定空家等の判断基準	・・・ 27
(4) 緊急措置	・・・ 27
(5) 特定空家等への対応	・・・ 27
(6) 税制上の措置	・・・ 29
(7) 補助制度等	・・・ 29

4. 市民等からの空家等に関する相談への対応	
(1) ワンストップ窓口の設置	・・・ 32
(2) 関係団体専門相談窓口	・・・ 32
5. 空家等に関する対策の実施体制	
(1) 組織体制	・・・ 34
(2) 羽生市空家等対策協議会	・・・ 34
6. 空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	
(1) 条例の制定	・・・ 35
(2) 地域や関係団体との連携	・・・ 35
(3) 空家等調査による実態調査とデータベースの整備	・・・ 37
(4) 地域での空家等対策の検討と情報の共有	・・・ 37
(5) 計画の変更	・・・ 37
(6) 計画における取組の体系的な位置付け	・・・ 38

#### 資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	・・・ 39
2. 羽生市空家等の適切な管理に関する条例・規則	・・・ 45
3. 羽生市空地の環境保全に関する条例・条例施行規則	・・・ 50

#### 本計画における用語の表記について

本計画では、法に合わせ、原則として「空家」と表記します。ただし、「空き家バンク」等の固有名詞となっているもの等、法の例以外の関係法令や各種出典資料の例によるものは、そのまま表記します。

# 第1章 空家等対策計画の趣旨

---

## 1. 背景と目的

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきております。

本市においても、空家とみられるものが602件（平成29年度空家等実態調査による）あり、今後も空家の増加は避けられない状況となっております。

空家等の中には、適切な管理が行われなまま放置されているものもあり、結果として、防災・防犯・安全・衛生・景観の阻害等多岐にわたる問題が発生し、更に地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしており、早急な対策の実施が求められております。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行しました。また「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を示し、市町村は必要に応じ「空家等対策計画」を策定し、地域内の空家等に対する行政としての基本姿勢を住民に対して示しつつ、空家等の活用策についても併せて検討するものとしています。

本市においても、空家等の増加やそれがもたらす問題は、市民生活の安全・安心を確保するうえで重要な課題であることから、平成28年9月に「羽生市空家等の適切な管理に関する条例」（以下「条例」という。）を公布し、平成29年4月より施行しました。

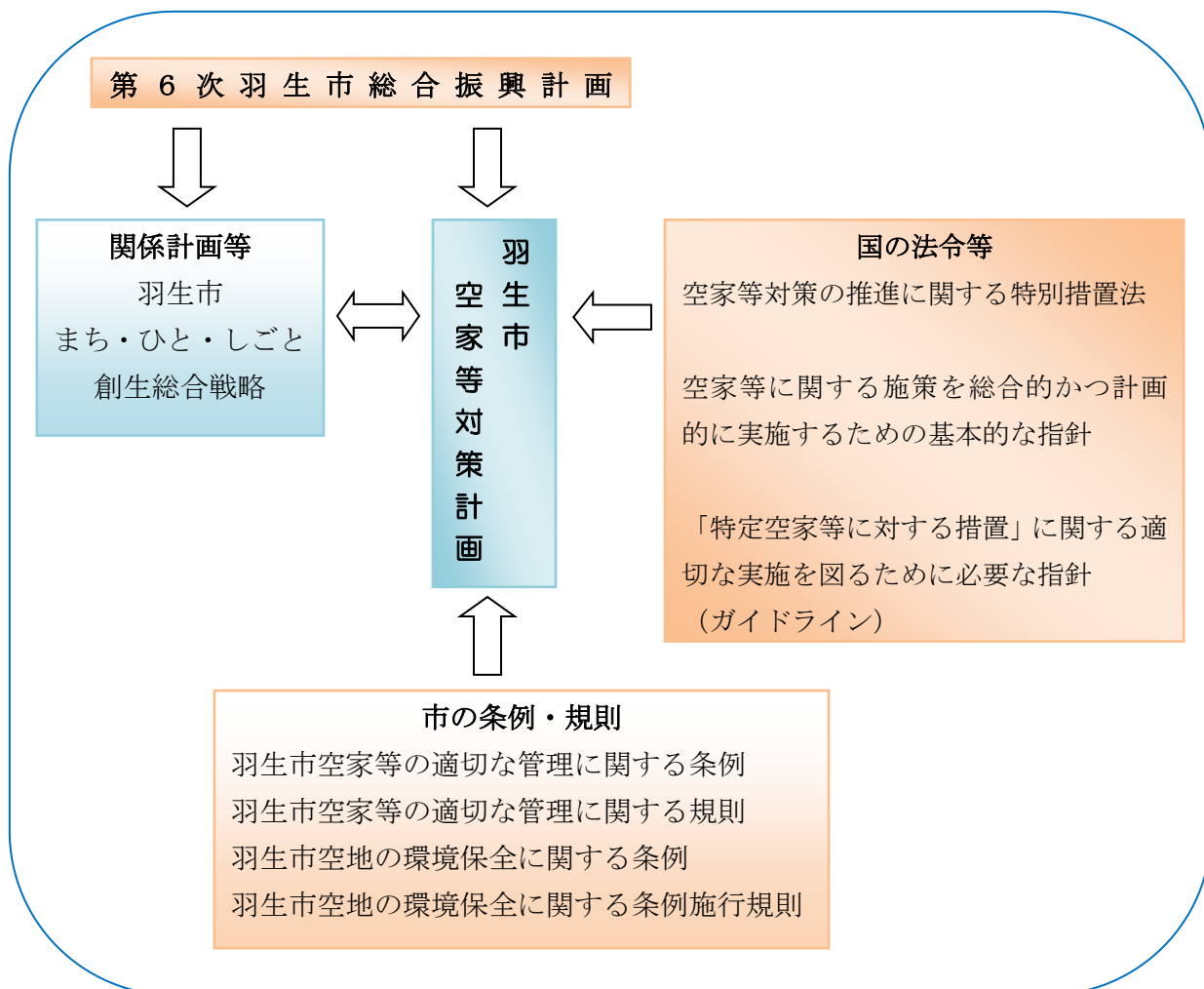
このような状況を踏まえ、空家等の対策について本市の基本的な考え方を明確にし広く市民に周知を図るため、「羽生市空家等対策計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項及び条例第3条の規定する「空家等対策計画」であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して策定するものです。また、本市の空家等対策の基礎となるものです。

なお、計画の推進にあたっては条例や「第6次羽生市総合振興計画」等に定めている空家関連施策との整合性を図るものとします。

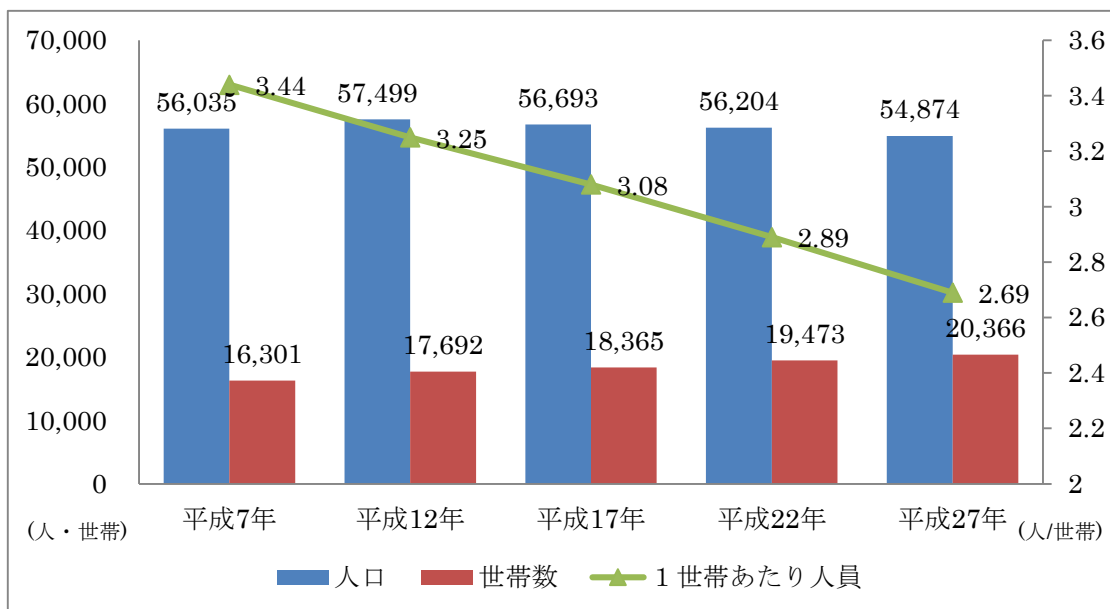
■計画の位置付けフロー図



## 第2章 空家等の現状と課題

### 1. 本市の人口・世帯数の状況

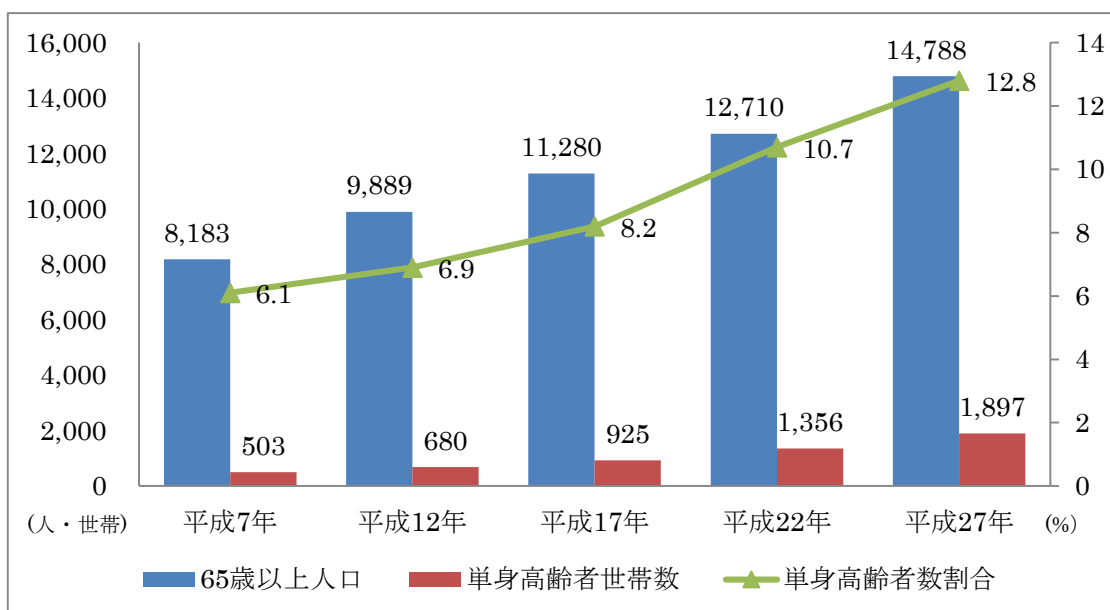
1世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。



【資料】国勢調査

#### ■単身高齢者数

65歳以上の人口に占める単身高齢者数は平成27年には15,000人近くとなり、平成22年と比べ約2%増加しており、今後も上昇していくことが予想されます。



【資料】国勢調査

## 2. 空家等の状況

### (1) 住宅・土地統計調査

- 住宅・土地統計調査とは、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに総務省統計局が実施している調査です。
- この調査は、抽出調査であり、結果の数値は推計値です。
- この調査における「空き家等」は、アパートなど共同住宅の「空き室」が1戸と数えられています。

平成25年10月現在の羽生市の住宅数は22,610戸であり、平成20年の前回調査に比べて、1,910戸の増加となっています。空き家数の推移をみると、平成15年は1,420戸で、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は、7.5%でしたが、その後は増加傾向で、平成25年には2,880戸で、空き家率は12.7%となっています。

空き家率については、平成15年、平成20年の調査年については、いずれも全国平均、埼玉県平均を下回っていましたが、平成25年には全国平均は下回っているものの、埼玉県平均よりは高くなっています。

#### ■住宅総数、空き家数、空き家率の推移

	項目	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
全 国	住宅数	50,246,000戸	53,890,900戸	57,586,000戸	60,628,600戸
	空き家数	5,764,100戸	6,593,300戸	7,567,900戸	8,195,600戸
	空き家率	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%
埼 玉 県	住宅数	2,595,800戸	2,826,600戸	3,029,000戸	3,266,300戸
	空き家数	257,400戸	273,100戸	322,600戸	355,000戸
	空き家率	9.9%	9.7%	10.7%	10.9%
羽 生 市	住宅数	18,170戸	18,970戸	20,700戸	22,610戸
	空き家数	2,080戸	1,420戸	2,170戸	2,880戸
	空き家率	11.4%	7.5%	10.5%	12.7%

【資料】住宅・土地統計調査

■羽生市の空き家の用途別内訳（単位：戸）

	空 き 家			
	総 数	二次的住宅	賃貸・売却用住宅	その他の住宅
平成 10 年	2,080	210	1,350	520
平成 15 年	1,420	70	760	590
平成 20 年	2,170	10	1,370	790
平成 25 年	2,880	50	1,700	1,130
H25 埼玉県	355,000	9,200	233,600	112,200
H25 全 国	8,195,600	412,000	4,600,000	3,183,600

【資料】住宅・土地統計調査

「二次的住宅」 … 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅や  
普段住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

「賃貸用の住宅」 … 新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅

「売却用の住宅」 … 新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅

「その他の住宅」 … 上記以外の人が住んでいない住宅

（建替えなどのために取り壊すことになっている住宅や転勤・入院  
などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅など）

※空家の区分の判断が困難な住宅を含む

■建築の時期

居住世帯のある住宅のうち、昭和56年の新耐震基準施行以前に建設された住宅の占める割合は、28.3%（5,520戸）となっています。

区 分	建 築 の 時 期					
	総数	昭和 35 年 以前	昭和 36 年 ～ 昭和 55 年	昭和 56 年 ～ 平成 7 年	平成 8 年 ～ 平成 17 年	平成 18 年 ～ 平成 25 年
総 数	18,780 戸	1,170 戸	4,350 戸	5,670 戸	3,800 戸	3,790 戸
		6.0%	22.3%	29.1%	19.5%	19.4%

【資料】住宅・土地統計調査



## (2) 実態調査

### ①空家等実態調査

平成29年6月6日から平成30年3月28日にかけて、空家等についての実態を把握し、空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全を図り、計画策定の基礎資料とするため、業務委託による調査を実施しました。

この調査は、市が保有する空家等の資料等を整理し、調査件数を1,074件とし、空家等の判定基準を策定したのち、現地調査（公道からの外観目視調査）を行いました。

現地調査の結果、市内全域の空家等の数が602件であることが判明しました。下記の表は地区別・大字別の空家等比率の図表であります。世帯数と空家等の数による市全体の空家等比率は2.7%となっており、三田ヶ谷地区・羽生地区・岩瀬地区・新郷地区・村君地区で市全体の比率を上回っております。

### ■地区別・大字別の空家等比率

		世帯数	空家等の数	空家等比率			世帯数	空家等の数	空家等比率	
羽生地区		9,095	280	3.1%	川俣地区		897	18	2.0%	
	中央	903	74	8.2%		大字上川俣	186	6	3.2%	
	南	2,205	68	3.1%		大字稲子	219	4	1.8%	
	西	1,590	53	3.3%		大字本川俣	332	5	1.5%	
	北	833	30	3.6%	大字小須賀	160	3	1.9%		
	東	3,041	48	1.6%	井泉地区		2,284	38	1.7%	
	大字羽生	517	7	1.4%		大字今泉	348	9	2.6%	
大字上羽生	6	0	0.0%	大字発戸		283	6	2.1%		
南羽生地区		1,562	10	0.6%		大字藤井上組	966	12	1.2%	
	南羽生	1,562	10	0.6%		大字藤井下組	310	7	2.3%	
新郷地区		2,121	61	2.9%	大字尾崎	122	1	0.8%		
	大字下新郷	573	9	1.6%	大字北袋	255	3	1.2%		
	大字下新田	139	3	2.2%	手子林地区		1,684	44	2.6%	
大字上新郷	1,409	49	3.5%	大字上手子林		378	10	2.6%		
須影地区		1,487	40	2.7%		大字下手子林	465	9	1.9%	
	大字下川崎	196	2	1.0%		大字中手子林	241	14	5.8%	
	大字上川崎	91	0	0.0%		大字神戸	378	5	1.3%	
	大字須影	511	14	2.7%		大字町屋	119	3	2.5%	
	大字砂山	255	8	3.1%	大字北荻島	103	3	2.9%		
	大字加羽ヶ崎	139	4	2.9%	三田ヶ谷地区		888	31	3.5%	
	大字秀安	128	5	3.9%		大字三田ヶ谷	327	16	4.9%	
大字下羽生	167	7	4.2%	大字弥勒		328	9	2.7%		
岩瀬地区		2,052	62	3.0%		大字喜右工門新田	155	5	3.2%	
	大字上岩瀬	685	24	3.5%		大字与兵工新田	61	1	1.6%	
	大字中岩瀬	406	13	3.2%	大字日野手新田	17	0	0.0%		
	大字下岩瀬	476	10	2.1%	村君地区		632	18	2.8%	
	大字小松	222	11	5.0%		大字上村君	183	8	4.4%	
	大字桑崎	263	4	1.5%		大字下村君	200	3	1.5%	
				大字堤		84	4	4.8%		
				大字名		63	1	1.6%		
				大字常木		102	2	2.0%		
					市全体	22,702	602	2.7%		

## ア. 建設不良度ランクによる分類

法は、”適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要“との観点から公布・施行されました。このことから、法の趣旨に沿った対策を行っていくためには、まず、空家等を“管理の状態”の観点から分類することが出発点となります。

今回の調査では、現地調査により空家等の物的状況を把握しており、調査結果を用いて、空家等を不良度の観点からランクA～Dに分類します。

建物不良度判定基準は、調査結果で得られた建物の物理的損傷の度合いに応じて評点を設定し、空家等の調査結果に適用することで、建物の不良度を判定する基準であります。

本基準で採用する評点は、「地方公共団体における空家調査の手引き ver. 1（平成24年6月、国土交通省住宅局）（以下「手引き」という）」の「住宅の不良度の測定基準」を参考に、一級建築士の意見を踏まえ、各項目の不良な状態を是正するために要する費用の大小のバランスを加味して設定したものであります。

なお、この手引きでは、「住宅の不良度の測定基準」の各評点が100点以上の場合に不良住宅としており、本基準でもこの考え方に準拠しております。

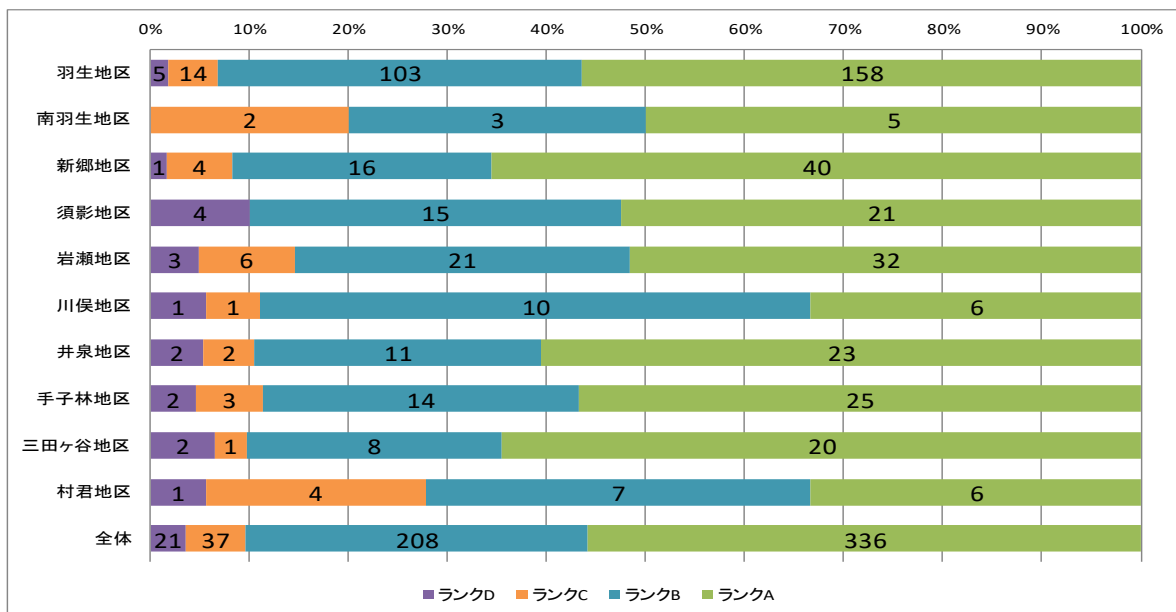
判定結果としての各ランクの評点およびランク毎の状況の定義、建物不良度判定基準は以下のとおりです。

### ■建物不良度判定基準における各ランクの位置づけ

点数	判定内容	ランク
100点以上	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能	D
50～99点	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難	C
1～49点	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能	B
0点	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能	A

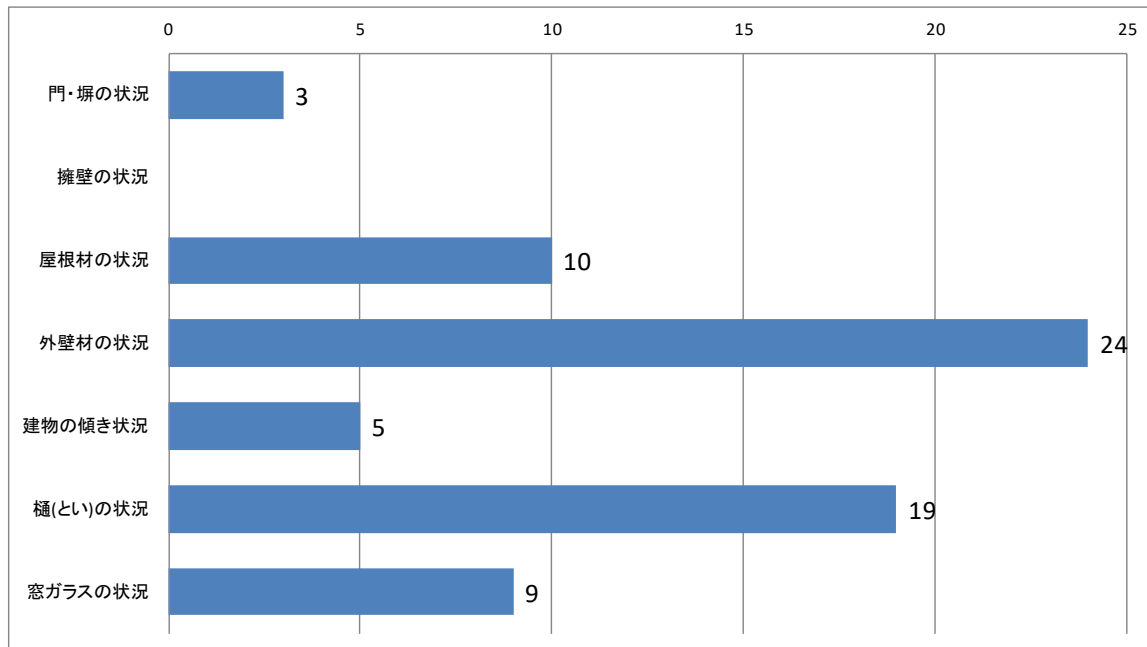
上記基準を空家等に適用し、ランクによる分類を行った結果は以下のとおりランクAが336件（55.8%）、ランクBが208件（34.5%）、ランクCが37件（6.1%）、ランクDが21件（3.5%）となりました。

## ■建設不良度ランク内訳（地区別）



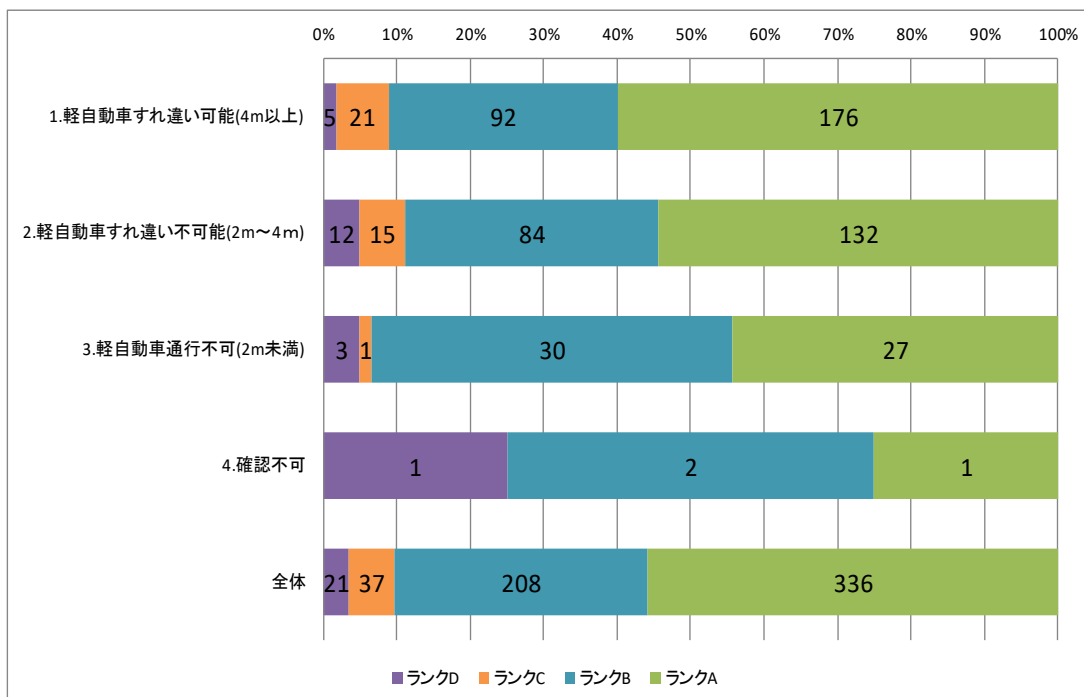
## ■著しい不良と判定された空家等の判定項目

空家等について、著しく不良と判定された項目を見ると、“外壁材の状況” “樋（とい）の状況”、“屋根材の状況”が中心となっております。



### ■建物不良度ランクと道路幅員との関係

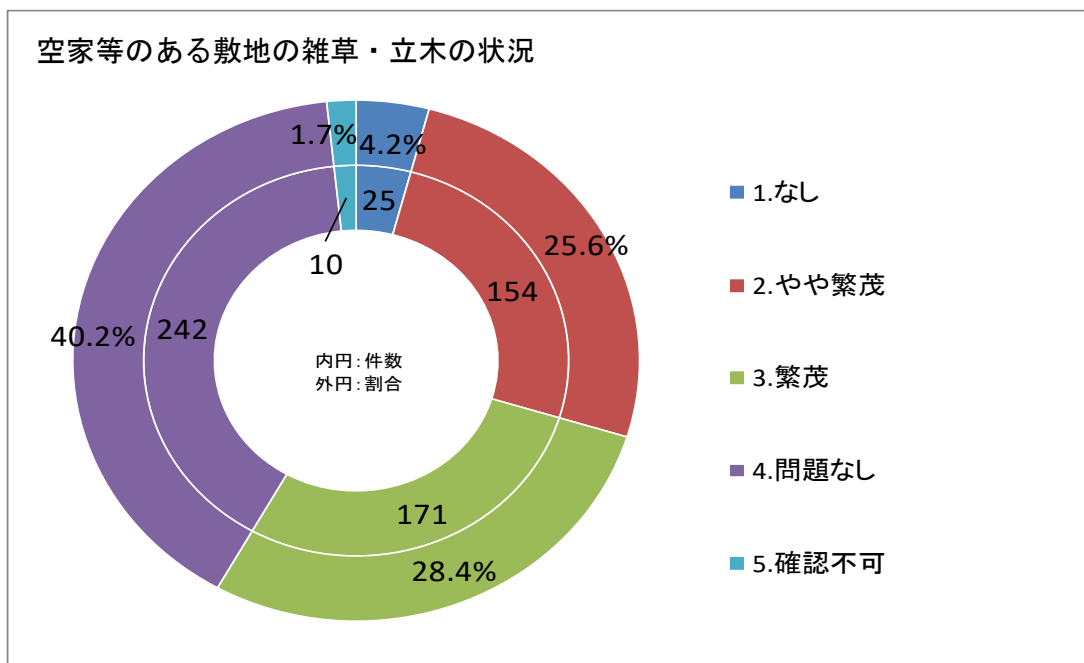
“軽自動車すれ違い可能（4 m以上）”の幅員でランクAと判断された割合が高く、“軽自動車通行不可（2 m未満）” “軽自動車すれ違い不可能”の幅員でランクDの判断をされた割合が高くなっています。

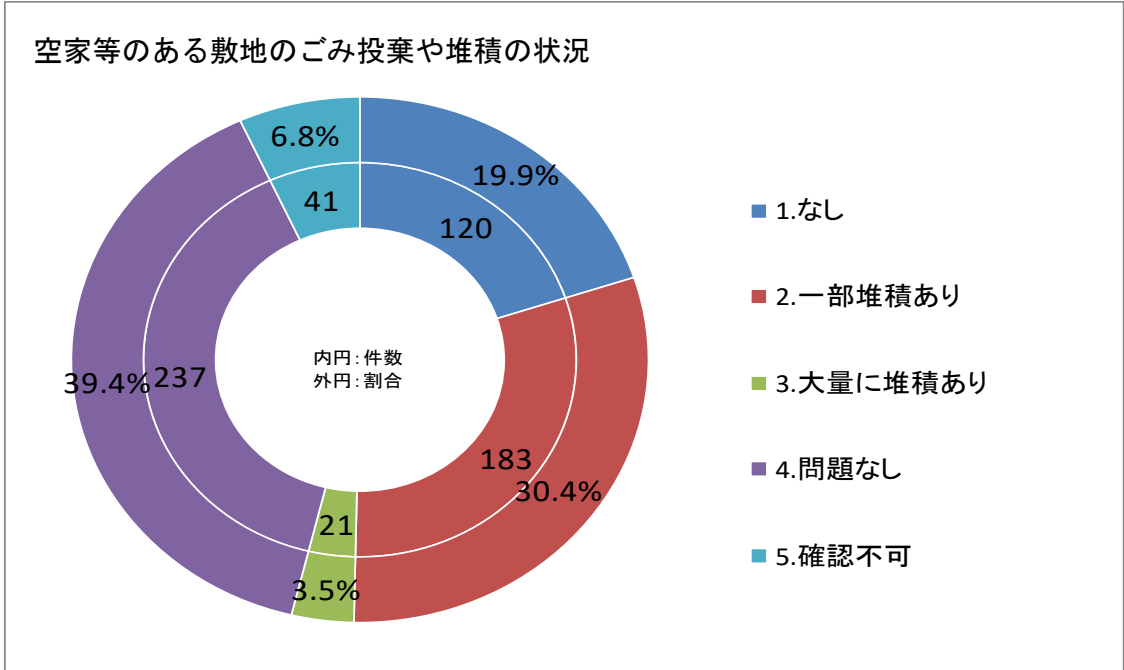


### ■雑草・立木及びごみ投棄・堆積状況

建物以外の敷地内の状況について、雑草・立木の状況では、全体の28.4%で“繁茂”、25.6%で“やや繁茂”となっております。

ゴミ投棄や堆積の状況では、全体の3.5%で“大量に堆積あり”、30.4%で“一部堆積あり”となっております。





#### イ. 市場性ランクによる分類

実態調査では、現地調査により空家等の立地条件や建物条件に関する状況を把握しており、同調査結果を用いて、空家等の市場性の観点から、次の基準によりランクA～Dに分類します。

市場性判定基準は、移住・定住希望者の受け入れ先としての空家等の利活用可能性、売却・賃貸等を行う場合の市場への適合性の度合いを判定するための基準であります。

本基準で採用する評点は、「不動産鑑定評価基準（平成26年5月1日一部改正国土交通省）」における不動産の「価格形成要因」を参考に、不動産鑑定士の意見を踏まえ、空家等の置かれた立地条件、建物条件に係る状況がその不動産の価格に影響を与える程度を加味して設定したものであります。

なお、本基準は現地調査（外観調査）および地図情報等の確認の範囲内での判定であり、実際の売却や賃貸等の利活用の実施にあたっては、その空家等の“所有形態（単独所有か、共有か）”、“登記の有無”、“土地の所有権原（借地等の有無）”、“境界確認”、“土地の実測の有無”のほか、“建物の内覧”等に基づく建物内部の詳細調査に係る2次的な調査の実施が必要となることに留意します。

また、本基準では、その空家等の不動産としての立地条件、建物条件に着目し、まず立地ランクと建物ランクのそれぞれを判定し、両ランクのうち低い方のラン

クをもって、その建築物の最終的な市場性ランク（総合ランク）と判定します。

判定結果としての各ランクの評点およびランク毎の状況の定義、市場性判定基準は以下のとおりです。

【市場性判定基準における各ランクの位置づけ】

点数	判定内容	ランク
～39点	売却・賃貸が容易	A
40～99点	売却・賃貸の期待性あり	B
100～149点	売却・賃貸の期待性が低い	C
150点以上	売却・賃貸が困難	D

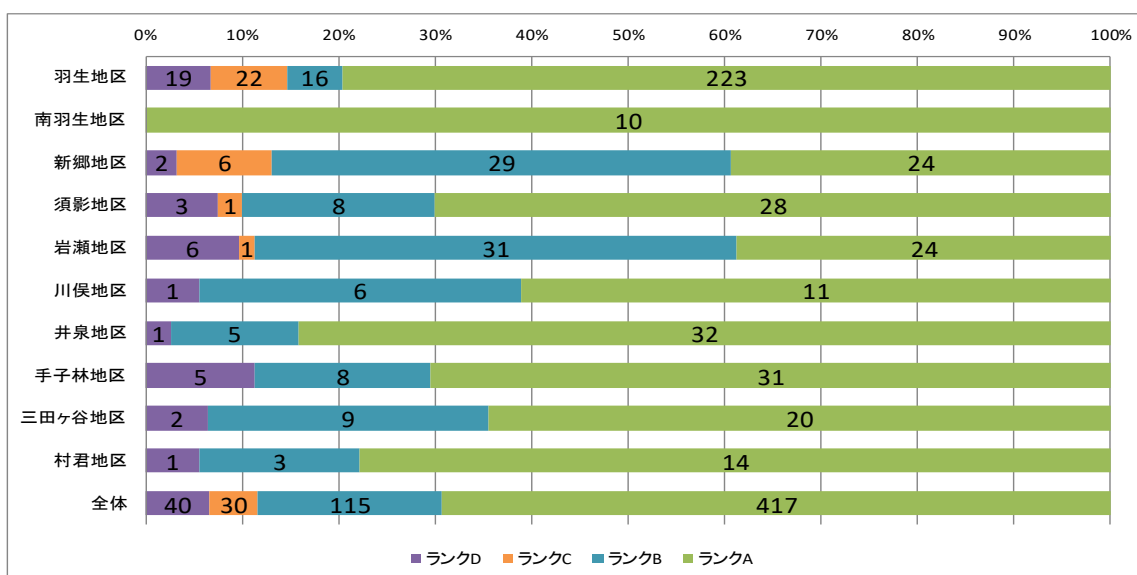
※立地ランク、建物ランクで共通

### ■立地ランクの内訳

上記基準を各空家等に適用し、ランクによる分類を行った結果は以下のとおりであります。

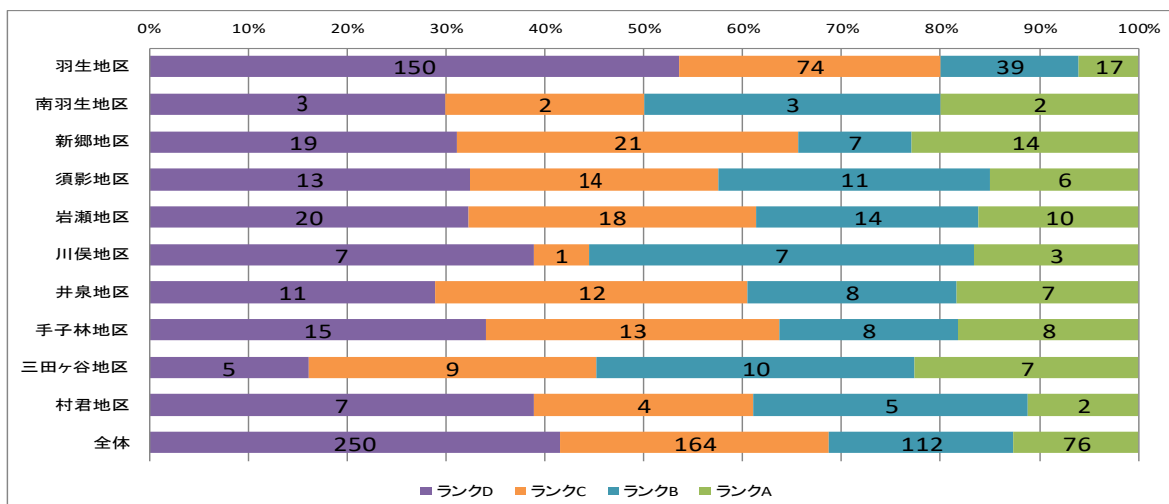
立地ランクでは、市全体でランクAが417件（69.3%）、ランクBが115件（19.1%）、ランクCが30件（5.0%）、ランクDが40件（6.6%）となりました。

地区別では、井泉地区、川俣地区、村君地区でランクA・Bの割合が高く、羽生地区、新郷地区、手子林地区、岩瀬地区、須影地区でランクC・Dの割合が多くなっております。



## ■建物ランクの内訳

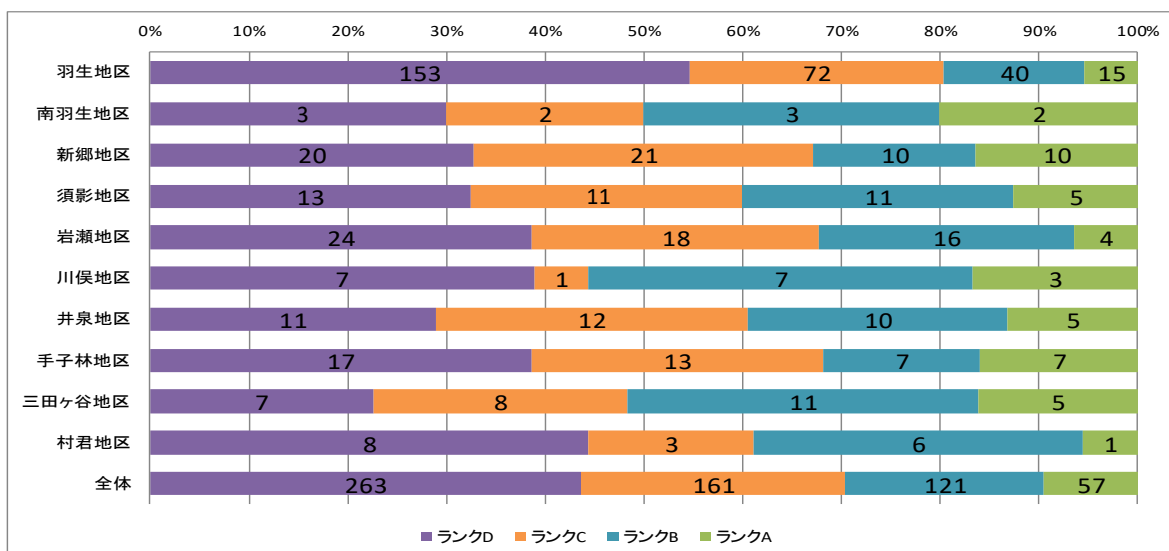
建物ランクでは、市全体でランクAが76件（12.6%）、ランクBが112件（20.6%）、ランクCが164件（27.2%）、ランクDが250件（41.5%）でありました。地区別では、川俣地区、三田ヶ谷地区、南羽生地区でランクA・Bの割合が高く、羽生地区でランクC・Dの割合が高くなっております。



## ■市場性総合ランクの内訳

立地ランクと建物ランクのうち劣る方のランクを採用する総合ランクについては、市全体でランクAが57件（9.5%）、ランクBが121件（20.1%）、ランクCが161件（26.7%）、ランクDが263件（43.7%）となりました。

地区別では、川俣地区、三田ヶ谷地区、南羽生地区でランクA・Bの割合が高く、羽生地区でランクC・Dの割合が高い結果となりました。



## ウ. 所有者意向調査

### ①所有者特定

現地調査において空家等と判定された602件について、羽生市において登記情報等を用いて所有者特定を実施し、549件を所有者意向調査の対象としました。所有者の特定ができなかった53件に対しては、今後継続調査を行います。

### ②所有者意向調査票

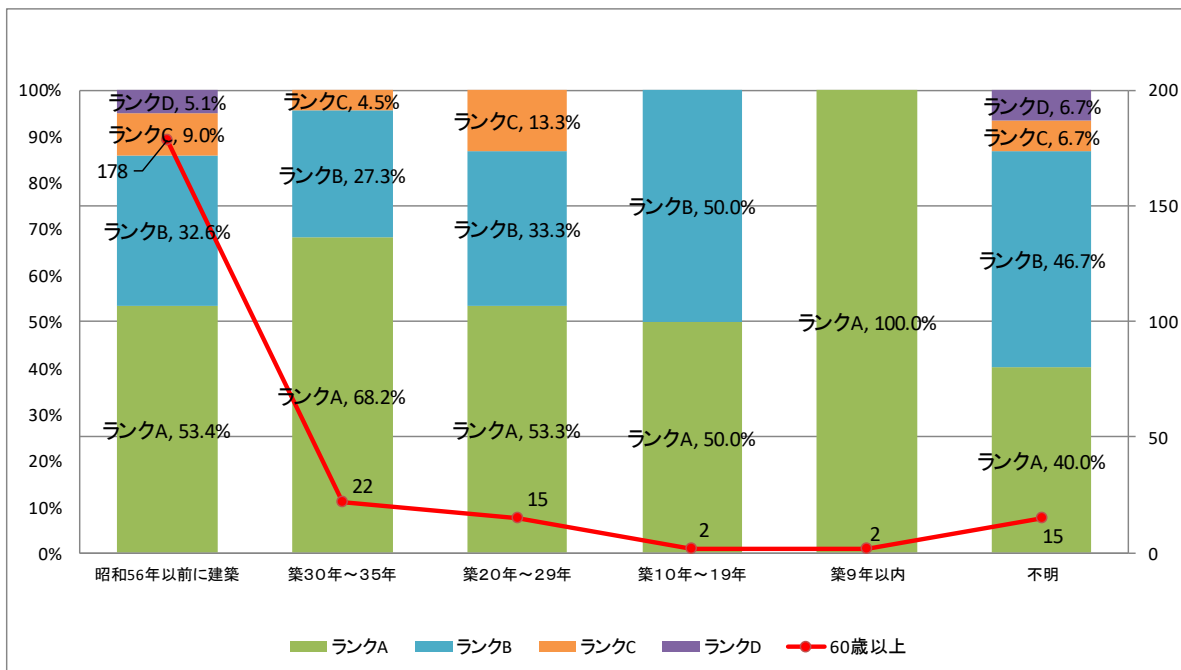
手引きにおける調査票の例を参考に、所有者の年齢、調査対象建物の利用実態、空家等となった経緯、維持管理の状況、今後の利活用の意向等を記載した所有者意向調査票を作成し、特定した所有者に郵送し、アンケート調査を実施しました。

調査期間（平成29年12月15日～平成30年1月9日）中に、549件中306件の回収がありました。（回収率：55.7%）

空家等と判定された建物について、所有者意向調査による回答結果を活用し、所有者の年齢と空家等の経過年数、空家年数と建物不良度ランク、利活用の意向と市場性総合ランク、市に期待する支援と市場性総合ランクの各関係を集計したものが下記の通りとなります。

【所有者の年齢と空家等の経過年数の関係】を見ると、古い空家等の所有者ほど、60歳以上の高齢である傾向が顕著になっています。

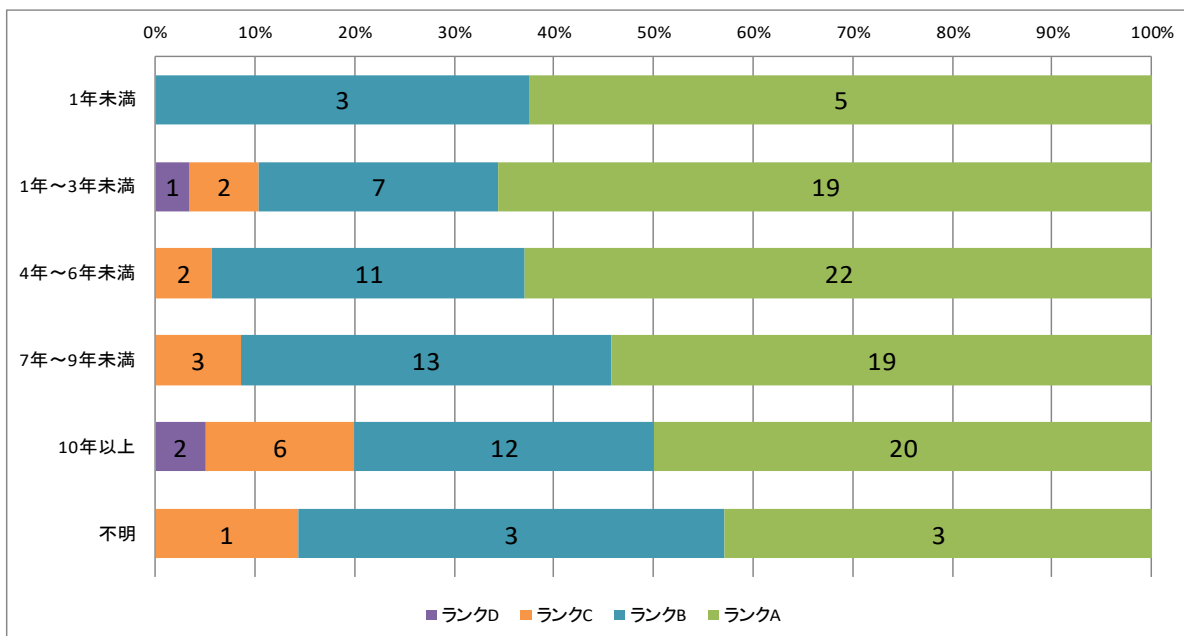
【所有者の年齢と空家等の経過年数の関係（60歳以上：234名）】





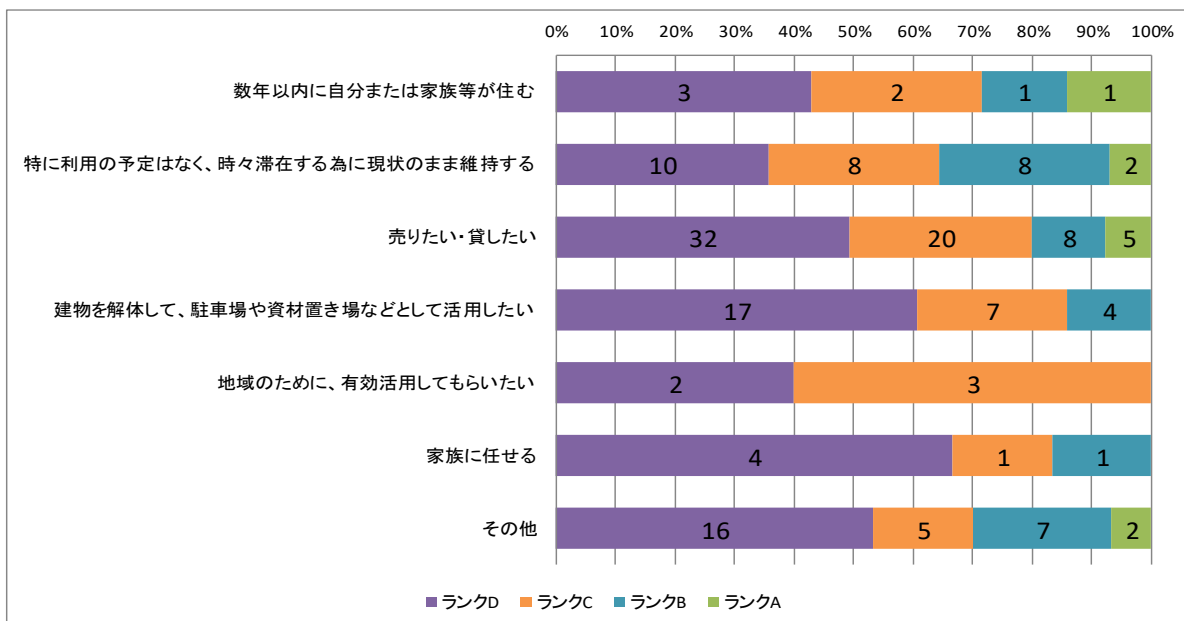
【空家等年数と建物不良度ランク】では、“10年以上”でランクC・Dの割合が高く、空家等年数が長期に及ぶほど、建物の状態も悪化する傾向が見られます。

【空家等年数と建物不良度ランクの関係（回答=154件）】



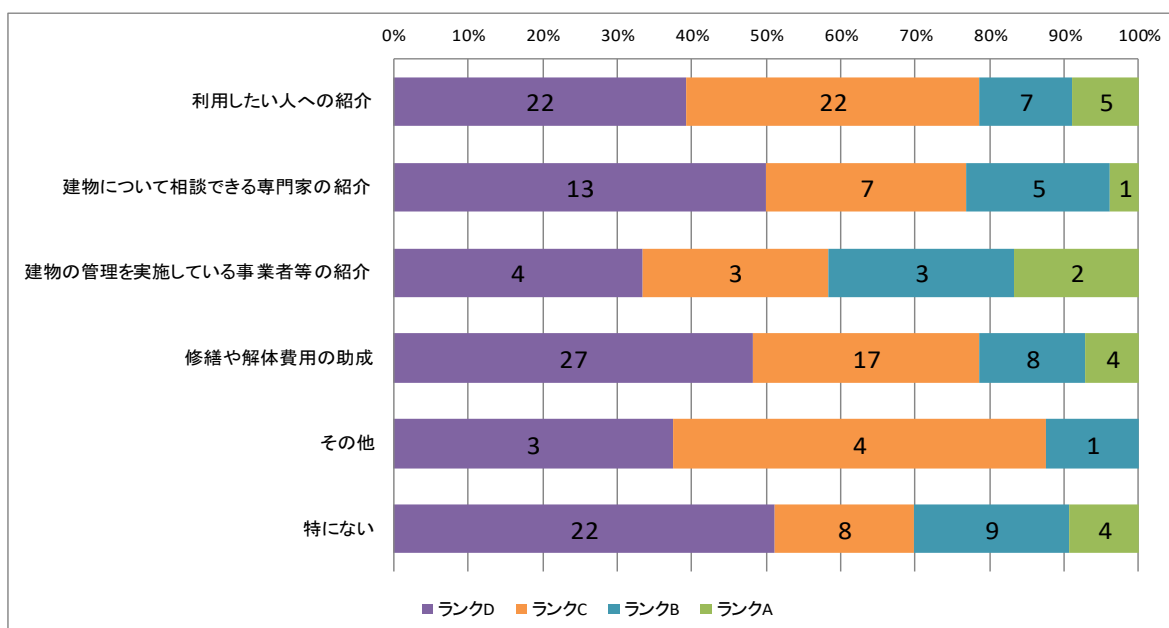
【利活用の意向と市場性総合ランク】では、売却・賃貸が期待できるランクA・Bの所有者は“特に利用の予定はなく、時々滞在する為に現状のまま維持する”の割合が最も高く、ランクC・Dの所有者は“数年以内に自分または家族等が住む”、“売りたい・貸したい”、“建物を解体して、駐車場や資材置き場などとして活用したい”といった積極的な利活用の意向を有しています。

【利活用の意向と市場性総合ランクの関係（回答=169件）】



【市に期待する支援と市場性総合ランク】では、売却・賃貸が期待できるランクA・Bの所有者は“建物の管理を実施している事業者等の紹介”の割合が最も高く、ランクC・Dの所有者は“利用したい人への紹介”、“建物について相談できる専門家の紹介”、“修繕や解体費の助成”の割合が高くなっています。

【市に期待する支援と市場性総合ランクの関係（回答＝201件）】



### (3) 空家等における課題

本市の現状や今後の予測を踏まえ、大きく3つに分け、課題を整理いたしました。

#### ①空家等の発生抑制

- ・所有者等における管理意識の啓発

空家・空地等は所有者の財産であり、管理責任は所有者にあることから、周囲に迷惑や危険を及ぼす状況にしないよう、管理意識の啓発をしていく取組が必要です。

- ・空家化の予防促進

相続が整理されず、権利関係が複雑になってしまう空家化の発生を抑制するため、所有者が居住をしている段階から、将来の相続や退去後の活用等を促進するなど、予防的な観点からの対策に取り組む必要があります。

#### ②空家等の管理不全解消

- ・助成制度等の支援による自己解決の促進

法に基づく指導や勧告を行ったにも関わらず、危険な状態が改善されない事案があります。改善されない理由の一つとして、所有者等に改善の意思があっても、経済的事情により対応が難しいことが挙げられます。

助成制度等による支援が求められており、所有者等の自己解決を促進する施策を構築する必要があります。

- ・権利関係が複雑化した事案への対応

相続が整理されないまま放置され、相続人が多数に及ぶなど、対処困難な事案への対応が求められていることから、相続放棄や遺産分割協議等により権利関係の整理を促進する対策を構築する必要があります。

#### ③空家等の利活用の促進

適切に管理されている空家等は、利活用を促進することにより、移住・定住促進や地域の活性化につながります。早期の段階で所有者等に空家等の利活用を促していく必要があります。

また、空き家バンク等による情報の発信とともに、所有者等の個別相談の実施等、需要と供給のニーズ喚起を行う必要があります。

### 3. 市のこれまでの取組

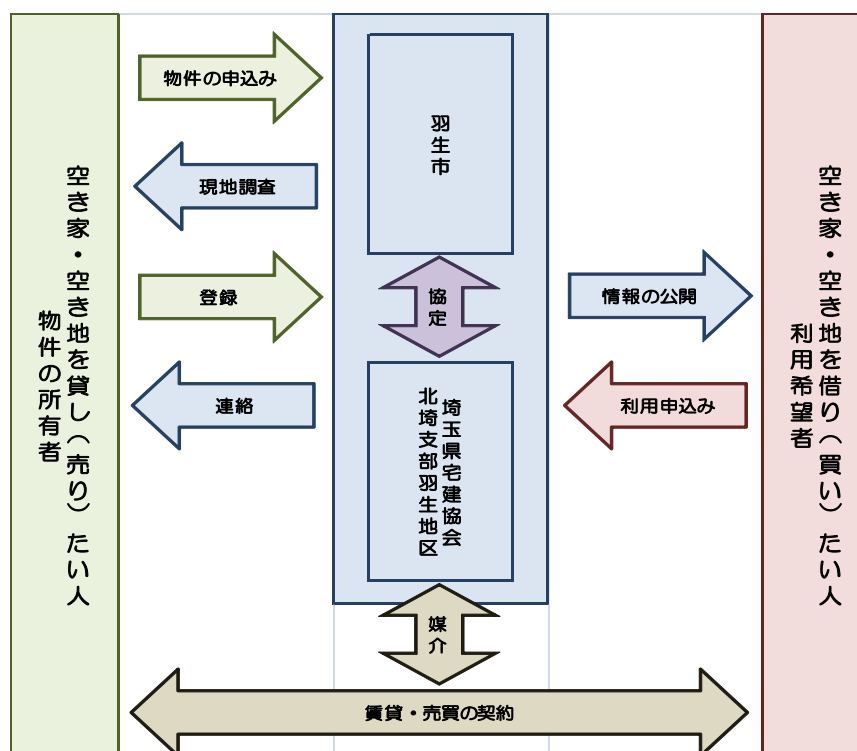
#### (1) 羽生市空き家・空き地バンクの開設（担当課：地域振興課）

平成25年度に空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に空き家及び空き地バンクを開設しました。

この制度は、空き家及び空き地の賃貸または売却を希望する所有者の方から情報提供を受け、市の空き家・空き地バンクに登録した物件情報を、市内へ移住及び定期的な滞在を希望する方へ提供するものです。

平成30年7月現在、11件の物件登録があり、うち6件が成約済みとなっております。

#### ■羽生市空き家・空き地バンクの仕組み



#### (2) 空家等の相談状況

空家等の相談件数は、法が施行された平成27年度以降、増加傾向にあります。平成29年4月には条例が施行され、相談件数が前年度より3割近く増加しております。

また、近年相談内容が多様化しておりますが、その中で「草木や枝木の繁茂」についての相談が多い状況になっており、「雑草刈払や植栽の伐採」といった解決した件数の割合は、3年間で4割強となっております。

■相談件数の推移

相談年	空家	建物等の破損	防犯・防火	雑草・枝木	害虫・動物	その他	苦情計	解決	解決率	
平成27年度	あり(空家)	40	5	3	38	4	6	56	21	52.50%
	なし(空き地)	67	0	5	66	3	2	76	39	58.21%
	合計	107	5	8	104	7	8	132	60	56.07%
平成28年度	あり(空家)	36	12	5	28	5	2	52	17	47.22%
	なし(空き地)	89	0	12	88	3	1	104	44	49.44%
	合計	125	12	17	116	8	3	156	61	48.80%
平成29年度	あり(空家)	47	27	13	38	4	4	86	16	34.04%
	なし(空き地)	120	0	27	102	8	1	138	31	25.83%
	合計	167	27	40	140	12	5	224	47	28.14%
合計	あり	123	44	21	104	13	12	194	54	43.90%
	なし	276	0	44	256	14	4	318	114	41.30%
	合計	399	44	65	360	27	16	512	168	42.11%

## 第3章 空家等対策における基本的な方針

---

### 1. 空家等対策に取り組む目的

条例制定時に定めたとおり、本市において空家等対策に取り組むことの目的を以下の通り設定します。

**『市民の良好な生活環境を保全し、安全で安心なまちづくり』**

### 2. 基本的な考え方

空家等対策については、「所有者等」による管理を原則としつつ、「地域」「民間事業者」と「行政」が連携・協力した『市民協働』より推進を図るものとします。

### 3. 対策方針

目的を達成するため、基本的な考え方を踏まえ、市としての対策方針を以下に示します。

#### (1) 空家等の発生を抑制する

住まいとして住宅を使用している時から、所有者等に対して「空家等」としないための予防対策を講じたり、空家等となった場合でも空家等の適切な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であります。

また、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知っていただくことも重要であります。

#### (2) 空家等の管理不全の解消を促進する

空家等は、行政の管理権限の及ばない私有財産でありますから、所有者等に対する指導等の徹底を図るとともに、自主的な管理を促進する民間事業者等との連携事業など、効果的な適切な管理を促進する方策に取り組む必要があります。

また、危険な状態の空家等解消の促進に努めるとともに、法の規定に基づく措置を検討・実施します。

#### (3) 空家等の有効活用を促進する

空家等を、貴重な地域資源として捉え、市場での流通促進や空家等の再生、空家等の除却後の跡地の活用など、有効な利活用を促進する方策に取り組む必要があります。

なお、空家等の状態にランクを付け、利用可能な状態の空家等については、積極的にその活用を促進するものとします。

#### (4) 相談体制を構築する

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築します。

#### 4. 計画期間

今後も空家等が増えることが想定されることから、今計画の計画期間は、策定時から平成34年度（2022年度）までとします。

なお、計画期間中であっても、法令や国の制度等の改正、社会情勢等の変化や本市における各種施策の取り組み状況、関連する計画の変更、空家等の実態把握の状況等により、必要に応じて見直していくものとします。

**計画期間：平成34年度（2022年度）まで**

#### 5. 対象地区

平成29年度に本市が実施した空家等実態調査の結果では、市内全域に空家等が分布していることから、本計画における対象地区は市内全域とします。

**対象地区：市内全域**

#### 6. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められるものとします。よって、対象とする空家等は住宅用途に限らず、店舗、事務所、倉庫等も含まれることとなります。

#### 7. 計画における目標値及び達成状況の評価

計画が終了する平成34年度（2022年度）までの目標として、以下のとおり定めます。

また、達成状況の評価を計画期間が終了する年、又は目標を変更する場合に行います。

①適切に管理されている空家等の割合 目標90%

[考え方]

・第6次羽生市総合振興計画と整合した目標であり、平成29年度に実施した「空家等実態調査」で判定された建築不良度ランクB：208件について、比較的小規模な修繕で利用可能と判定されており、所有者等に適切な管理を促します。

**②管理不全な空家等の適切な管理への誘導 目標 29 件以上**

[考え方]

・平成29年度に実施した「空家等実態調査」で判定された建築不良度ランクC：37件、ランクD：21件、合計：58件を基準とし、半数の29件以上を適切な管理誘導していきます。

**③空家等の利活用 目標 30 件以上**

[考え方]

・第6次羽生市総合振興計画の中で、空き家バンクの登録件数の目標が、平成28年度の現在値が9件、平成34年度（2022年度）までの目標値が24件と記載されています。34年度までの目標値の残り登録件数15件と民間不動産業者の仲介や全国空き家バンク等の活用による利活用が15件、合計30件を目標に、空家等の利活用を推進していきます。

**④相談事案の解決率 目標 60%以上**

[考え方]

・平成27年度～平成29年度の相談事案における平均解決率は『42.1%』です。現況『42.1%』⇒60%以上を目指します。

**空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）**

**○空家等（法第2条第1項）**

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

**○特定空家等（法第2条第2項）**

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われなないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



## 第4章 空家等対策の取組方針と具体的な施策

---

### 1. 空家等の発生抑制のための適切な管理

#### (1) 所有者等への意識啓発

法第3条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする。」と明記されているように、空家の管理は所有者等自らの責任において適正に行うことが原則ですが、経済的な事情や、遠方に居住しているため空家等の状況を把握していない等の理由により、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。

所有者等が、空家等の適正な管理や改善、除却等の対応を自主的に行うよう促すため、放置により第三者が損害を受けた場合に生じる賠償のリスクや相続時における管理者の決定、登記の必要性に係る啓発を行うとともに、下記の周知方法を用い、所有者等への意識向上を図ります。

#### ・ 広報誌やホームページ等による情報提供

広報誌及びホームページ等へ所有者等に対し、適正管理の重要性や自主的な管理を促すために、積極的な情報提供を行います。

#### ・ 出前講座・説明会等の実施

地元自治会を通し、公民館等で高齢者やその家族を対象に空家等対策に関する出前講座等を行い、住まいを円滑に継承していくことの必要性や意義、また「生前贈与」や「公正証書遺言」等の手段の活用について、関係団体と連携して個別に説明会等を実施し、周知、普及活動を行います。

#### ・ 固定資産税納税通知書の活用

固定資産税納税通知書郵送時に管理や活用の手引きを同封し、適正管理についてPRをしていきます。

#### ・ 相続登記の促進

所有者等の死後、相続登記が行われないと相続が複雑化し、長期にわたり所有者が確定せず空家の老朽化を招く要因の1つとなっております。そのため死亡届届出後の手続き一覧を渡す際に、相続登記に関する案内を添え、手続きを促します。

・空家・空き地の管理サービス事業の情報提供

羽生市シルバー人材センターにて、平成29年4月より事業開始となった「空家・空き地管理サービス事業」についての案内や、埼玉県で平成30年4月より事業開始となった「埼玉県空家管理サービス事業者登録制度」について情報提供を行います。

参考 ■法令に基づく所有者等の管理責任について

法令	概要
民法【第233条】	隣の土地の竹木の枝が境界線を越えるときは、竹木の所有者に対し切り取るよう請求することができる。
【第717条】	建物が倒壊する、瓦が落下するなどして、周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合、その建物の所有者・管理者・占有者は損害賠償等の管理責任を問われる。
【第940条】	相続放棄をした者は、その放棄によって相続人となったものが相続財産の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続しなければならない。
建築基準法【第8条】	建築物の所有者、管理者又は占有者は、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
【第10条】	特定行政庁は、建築物の敷地、構造及び建築設備が劣化が進み、放置すれば著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合は、建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、移転、改築等の保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる

○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（抜粋）

（４）所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の適切な管理は第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことを記載するとともに、空家等の所有者等に空家等の適切な管理を促すため、例えば各市町村における相談体制の整備方針や、空家等の利活用に関心を有する外部の者と当該空家等の所有者等との調整を図るなどの取組について記載することが考えられるほか、空家等の所有者等の意識の涵養や理解増進に資する事項を記載することが考えられる。

## 2. 空家等、除去した跡地の有効活用の促進

### (1) 羽生市空き家・空き地バンク事業等の活用

所有者等の同意を得たうえで、空き家・空き地バンク事業に登録し希望者に提供します。

また、空き家バンクに協力している不動産仲介業者等の関係事業者団体と連携し、所有者等に対して各業界の専門家による相談会の開催など、相談体制の充実に取り組みます。空き地についても、同様の取り組みを行います。

### (2) 利活用の仕組みづくり

空家等を地域の資源としてとらえ、地域住民の交流、コミュニティなどの活動の場として活用していくことは、1つの効果的な対策であるといえます。このため、空家等や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する際の支援を地元自治会等、地域と連携し取り組みます。

また、空家等を従前の用途以外で活用する場合は、関係法令を遵守するため、担当課と協議を行います。

## ○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（抜粋）

### (5) 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

各市町村において把握している空家等の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として利活用できるものも存在し、また利活用する主体は当該空家等の所有者に限られていない。例えば各市町村が把握している空家等に関する情報を、その所有者の同意を得た上でインターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて広く外部に提供することについて記載することが考えられる。その際、空家バンク等の空家等情報を提供するサービスにおける宅地建物取引業者等の関係事業者団体との連携に関する協定が締結されている場合には、その内容を記載することも考えられる。また、当該空家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居等として活用したり、当該空家等の跡地を狭隘な地区における駐車場として活用したりする際の具体的な方針や手段について記載することが考えられる。

### 3. 空家等の管理不全の解消促進

#### (1) 所有者等への注意喚起

空家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、特定空家等に該当するか否かの判断にかかわらず、市は、空家等の所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、早期に解決が図られるように努めます。

ただし、所有者等が特定できない場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行います。なおも所在者等が不明な場合は、財産管理制度の活用などを検討します。

財産管理制度…財産の所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者に代わって財産の保存や処分を行う制度。財産の所有者の所在が分からない場合は不在者財産管理人、相続人の存否が明らかでないときは相続財産管理人が選任される。

#### (2) 特定空家等に関する判定の手続き

空家等が特定空家等に該当した場合には、法に基づく措置を行うこととなりますが、慎重な手続きを期すため、市の関係各課で組織する「羽生市空家等庁内審査会」の意見を聴取したうえで、措置に向けた手続きを行うこととします。

#### (3) 特定空家等の判断基準

空家等が特定空家に該当するか否かを判定する基準は、「埼玉県空き家対策連絡会議・老朽危険空き家部会」が策定した「特定空家等判定方法マニュアル」に準じ作成するものとします。

#### (4) 緊急措置

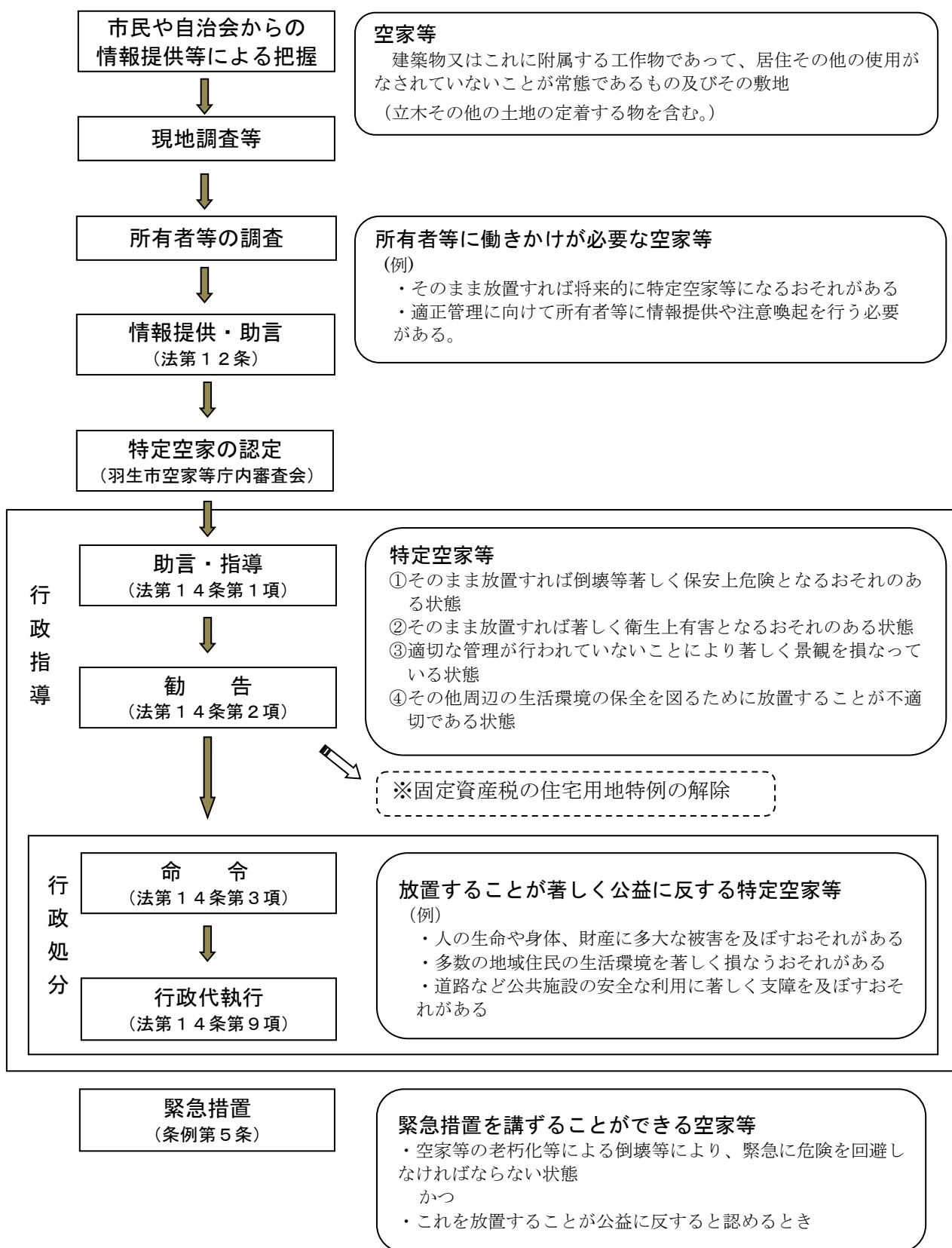
空家等の老朽化等による倒壊等により、緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、かつ、これを放置することが公益に反すると認めるときは、市は条例第5条に基づき、危険回避措置を緊急的に実施します。

#### (5) 特定空家等への対応

特定空家等に対しては、法に基づく助言又は指導（法第14条第1項）、勧告（法第14条第2項）、命令（法第14条第3項～第8項及び第11項～第13項）、行政代執行（法第14条9条）の措置を実施し、管理不全状態の解消に向けた取組を行います。

特定空家等への対応は次のとおりです。

■特定空家等への対応イメージ



## (6) 税制上の措置

### ①固定資産税等の特例（住宅用地特例の解除）

平成27年度税制改正において、法第14条第2項に基づく勧告の対象となった場合は、当該特定空家等の敷地を、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとされましたが、勧告の措置判断に際しては、個人の財産に対する公権力の行使を伴うため、透明性と適正性が求められます。そのため、税務課など関係各課と連携し、慎重に判断するものとします。

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	課税標準額	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は1戸当たり200㎡までの部分）	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1 / 3	2 / 3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200㎡以下の部分が小規模住宅用地となります。

併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なります。

### ②空家の発生を抑制するための特例措置

平成28年度の税制改正で創設された特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）は、相続人が、相続により生じた古い空家又は当該空家の除却後の敷地を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除するものです。

このような、国が講ずる税制上の措置を所有者等に働きかけ、空家等の発生抑制及び解消に繋げるものとします。

## (7) 補助制度等

市では、次のような住宅改修補助制度等の各種支援を行っております。

なお、所有者意向調査の設問中、「市に期待する支援」の回答の中で、修繕や解体費用の助成を期待する回答の割合が高くなっていましたが、所有者等が活用できる助成制度についても、今後検討します。

### ①羽生市住宅改修補助金交付制度（商工課）

市民の方が自己用住宅を改修（住宅の修繕、改築、模様替え等）する場合、その費用の一部を補助します。

補助の対象	市内施工業者が行う工事費20万円以上（消費税別）の住宅改修工事で、年度末までに工事完了し、検査を受けられるもの。
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら住んでいる持ち家であること</li> <li>2. 住宅の修繕、改築、模様替え等</li> <li>3. 市内業者が施工すること</li> <li>4. 20万円（消費税別）以上の工事であること</li> <li>5. 以前に対象住宅について本補助金の交付を受けていないこと</li> <li>6. 対象改修工事について、市で実施する他の同様の補助金交付を受けていないこと</li> <li>7. 市税を完納していること</li> <li>8. 必ず工事着手前に申請すること</li> </ol>
補助金額	工事費（消費税別）の5%（限度額10万円、1,000円未満切捨て）

### ②羽生市商店街空き店舗対策モデル事業費補助金（商工課）

市内8商店街に存する空き店舗を対象に、店舗への出店事業者や空き店舗の所有者（要件有）に対し、「羽生市商店街空き店舗対策モデル事業費補助金」を交付します。

#### ■補助対象経費

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
店舗貸借料補助金	空き店舗への出店事業者	出店した後にかかる店舗貸借料（敷金や仲介手数料等の契約に関する諸費用、店舗貸借料に係る消費税を除く。）	補助対象経費の1/2の額 上限額：1月あたり5万円 補助期間は1年間 （12か月）を限度とする。
店舗改装費等補助金 （出店時の改装・改修にかかる費用のみとし、2回目以降は対象としない）	空き店舗への出店事業者	当該店舗で出店するために必要な改装工事の費用（消費税を除く。）	補助対象経費の1/2の額 上限額：30万円
	空き店舗の所有者	当該店舗で出店できるようにするための改修工事の費用（消費税を除く。）	補助対象経費の1/2の額 上限額：50万円

### ③羽生市木造住宅耐震改修補助金交付制度（まちづくり政策課）

#### ■補助対象の建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した2階建て以下の木造住宅が対象となります。

#### ■耐震診断調査

補助対象者	対象住宅を所有し、かつ居住していること。また、市税を完納していること
対象となる耐震診断	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方式であって、診断に要する費用の額が5万円以上であること
補助金額	耐震診断に要した額の2分の1以内で、限度額5万円

#### ■耐震改修工事

補助対象者	対象住宅を所有し、かつ居住していること。また、市税を完納していること
対象となる耐震改修工事	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方式により、耐震性能が十分でないと診断された住宅に対し、必要とされる耐震性能を確保するものであって、改修工事に要する費用の額が20万円以上であること
補助金額	耐震改修工事に要した3分の1以内で、限度額20万円

### ④良質な住宅ストックの促進（まちづくり政策課）

長期にわたり良好な状態で使用するための措置（劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性能、バリアフリー性能等）が講じられた「長期優良住宅」が普及することで、良質な住宅が次世代に継承され、あるいは万一、空家等となった場合においても、不動産市場での取引対象になる等、将来的な空家等の抑制や住宅ストック重視の住宅環境への転換が期待されます。

こうした良質な住まいづくりを支援するために、「長期優良住宅建築等認定制度」の周知を図るものとします。



#### 4. 市民等からの空家等に関する相談への対応

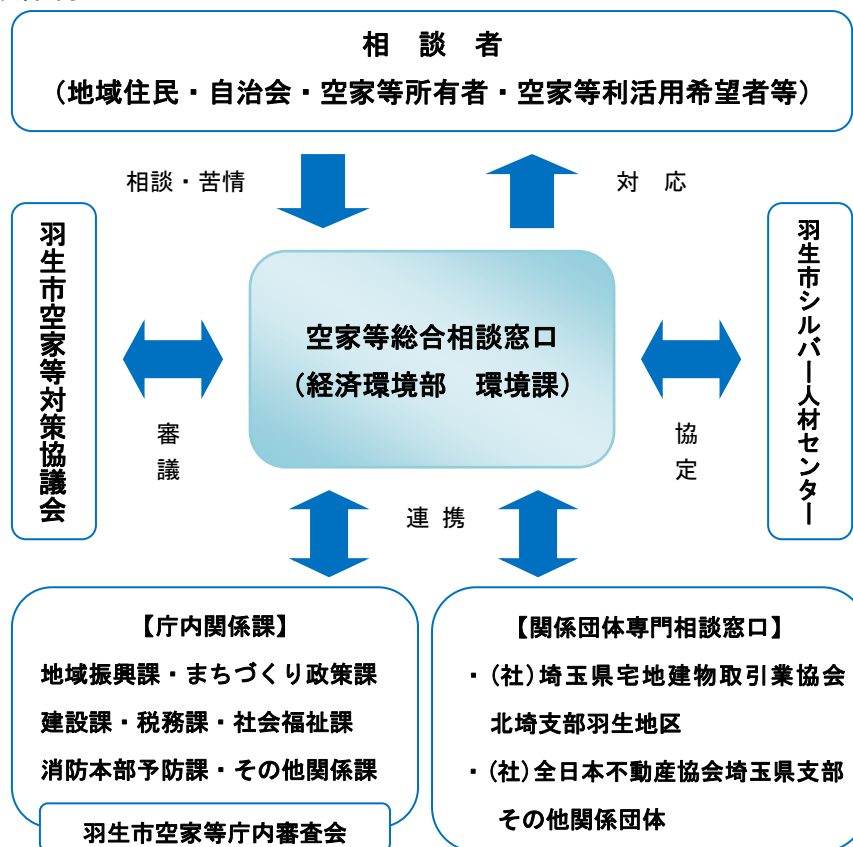
##### (1) ワンストップ窓口の設置

空家等に係る問題は、倒壊や建築部材の飛散のおそれなどの危険性のほか、生活環境、防災、防犯など多くの問題が複合的に絡み合っていることから、各課が連携して対応する必要があります。しかしながら、多岐にわたる所管課が連携して対応する体制は、市民にとっては問題ごとの相談先が分かりにくいなどの課題もあるため、市民に分かりやすい相談体制を築くことが求められます。

そこで、空家等に関する総合相談窓口を環境課に設置し、問題点などを整理してから関係各課に伝える体制を築き、市民サービスの向上と業務効率化を同時に進めていきます。

また、特定空家等の情報をデータベース化し、関係各課で所有者等の情報や対応経過などの記録を共有することで、より連携を深め、効果的な対応を進めていきます。

##### ■相談体制のイメージ



##### (2) 関係団体専門相談窓口

空家等の問題は、多岐にわたるとともに、専門的な知識も必要なことから、市単独では対応できない内容を含んでおります。

市単独で対応が難しい専門的な相談については、民間関係団体の専門相談窓口を紹介します

また、法律、不動産、建築等、様々な分野の団体等と協力して、空家等の相談会を開催することを検討します。

#### ■埼玉県内の空家相談窓口一覧（出典：埼玉県ホームページ）

相談窓口	相談内容
(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会	空家・空地の売買、賃貸に関する相談
(公社) 全日本不動産協会埼玉県支部	不動産の売買・賃貸
埼玉土地家屋調査士会	建物の取壊し・増築・減築登記手続、土地境界の保全・管理・点検・紛争予防
(一社) 埼玉建築士会	耐震診断、リフォーム、利活用
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	建築診断、リフォーム、耐震診断、耐震改修、老朽危険空家、利活用
(一社) 埼玉建築設計監理協会	建築基準法、利活用
埼玉司法書士会	法律・登記・空家に関する相談
埼玉弁護士会	相続、遺言、登記、権利調整、被害賠償、相続財産管理人、成年後見人
(一社) 移住・住みかえ支援機構	マイホーム借上げ制度
(公財) 日本賃貸住宅管理協会	空家全般（管理・売却・活用等）

#### ■市が開設している相談窓口（担当課：市民生活課）

相談窓口	相談内容	日時（原則）	備考
法律相談 (弁護士)	契約、示談、損害賠償の請求等、民事全般	毎月第2・3・4木曜日 午後1時～4時50分	予約制
司法書士相談	多重債務を中心に相続、登記手続、後見制度など	毎月第1水曜日 午後1時～4時	予約制
行政書士相談	相続、遺言、示談、契約の手続きなど	毎月第4火曜日 午後1時～4時	
登記・測量相談 (土地家屋調査士)	登記、土地建物調査、測量、境界など	毎月第4火曜日 午後1時～4時	
税務相談 (税理士)	所得税、相続税や贈与税、不動産売買による譲渡税など	毎月5日 午後1時30分～4時	
心配ごと相談 (民生委員、県民相談員)	日常生活の悩みや心配ごと	毎月第1・2・3・4水曜日 午前9時～午後0時	

## 5. 空家等に関する対策の実施体制

### (1) 組織体制

#### ア 主管部局

空家等に関する対策に係る事務の主管課は、経済環境部環境課とし、市民からの相談を受ける窓口とします。

ただし、空家等に関する問題は多岐にわたること、さらに、様々な活用方策が考えられることから、関係課と連絡調整・連携して、効果的・効率的に対応していきます。

#### 【空家等の措置に係る主な担当課】

分類	項目	担当課
建築物等	倒壊・建築部材等の飛散等	まちづくり政策課
	塀・擁壁等の腐朽・破損等	
	防火（放火）・防犯	消防・地域振興課
生活環境	ごみの散乱・不法投棄等	環境課
	燃焼物の放置・散乱（火災発生の危険性）	
	動物	
	道路通行・走行の支障	建設課
その他	上記以外のもの	環境課

#### 【跡地・空家の活用】

分類	項目	担当課
賃貸・売買	空家等登録バンク制度の紹介	地域振興課
管理	管理会社等の紹介	環境課
撤去	解体業者等の紹介	環境課
相続等	司法書士・法律相談（弁護士）	市民生活課
その他	上記以外のもの	環境課

#### イ 庁内組織

法に基づく特定空家の認定、「勧告・命令・代執行」や条例に基づく緊急措置の実施の是非について、協議するため、庁内に、関係部局で構成する「羽生市空家等庁内審査会」を組織します。

### (2) 羽生市空家等対策協議会

羽生市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、会長を市長とし、10人以内の委員で構成する羽生市空家等対策協議会を組織します。

## 6. 空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### (1) 条例の制定

本市は、法の基づく空家等に関する対策のほか、条例を制定し、空家等に関する対策を強化しています。

このため、法及び条例の両側面から、空家等の課題に対応することが可能となります。

### <法と条例の関係>



※太数字は市条例の条番号を示しています。

### (2) 地域や関係団体との連携

自治会等は空家等の情報を把握していることが多く、空家等が地域の資源として活用されることは、市民の意識醸成を含めて大きな効果があることから、地域と連携を図りながら取り組みを進めます。

また、空家の発生抑制や活用、適正管理については、不動産や法律、建築などの各種専門的な知識や知見が必要であることから、関係団体と連携し、その強化を図ります。

## ア 自治会との連携

地元を良く知る自治会の協力なしでは、空家等の問題は解決しません。

市は、自治会から寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努める必要があります。

また、特定空家等に該当していない空家等であっても、自然災害などにより、急速に腐朽が進行し、倒壊のおそれのある状態となることも考えられます。

このため、こうした危険な状態となっている空家等に関する情報を自治会から提供を受け、協働して迅速な対応を図るものとします。

## イ 警察との連携

適切に管理されていない空家等が犯罪の温床となり、犯罪を誘発する危険性を秘めていることは否めません。

このため、防犯的な観点からも、必要な限度において、警察と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力するものとします。

## ウ 消防との連携

適切に管理されていない空家等の敷地に繁茂している草が枯れ、タバコの投げ捨てなどの火が燃え移る危険も予想されます。

こうしたことから、防災的な観点から、必要な限度において、消防と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力するものとします。

## エ 不動産関係団体との連携

市内の空家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進し、本市への定住促進と地域の振興に資することを目的とした連携を図ります。

## オ その他関係団体との連携

その他、市は、空家等対策の推進のため、シルバー人材センター、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、建築士会及び金融機関等の関係団体には、市が実施する空家等対策事業に対する支援を期待するとともに、相互に連携を図りながら、空家等の問題に取り組みます。

### (3) 空家等調査による実態調査とデータベースの整備

平成29年度の空家等実態調査は委託業務として実施しましたが、今後の調査は自治会と連携し状況調査を行い、継続的な把握ができるようにします。

市や自治会で調査を行う場合は(A)～(D)の項目に視点を置き、加えて近隣住民へのヒヤリングなども行い空家等を特定します。

- (A) 郵便受けにチラシやダイレクトメールが大量に溜まっている。
- (B) 窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がない等。
- (C) 門から玄関まで雑草が繁茂していて、出入りしている様子がない。
- (D) 上記以外（プロパンガスが外されている、電気メーターが動いていない）。

また、空家等対策を行うにあたり必要な情報についてデータベースの整備を行い適切な進行管理を行います。データベースの情報については、関係各課で共有します。

### (4) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

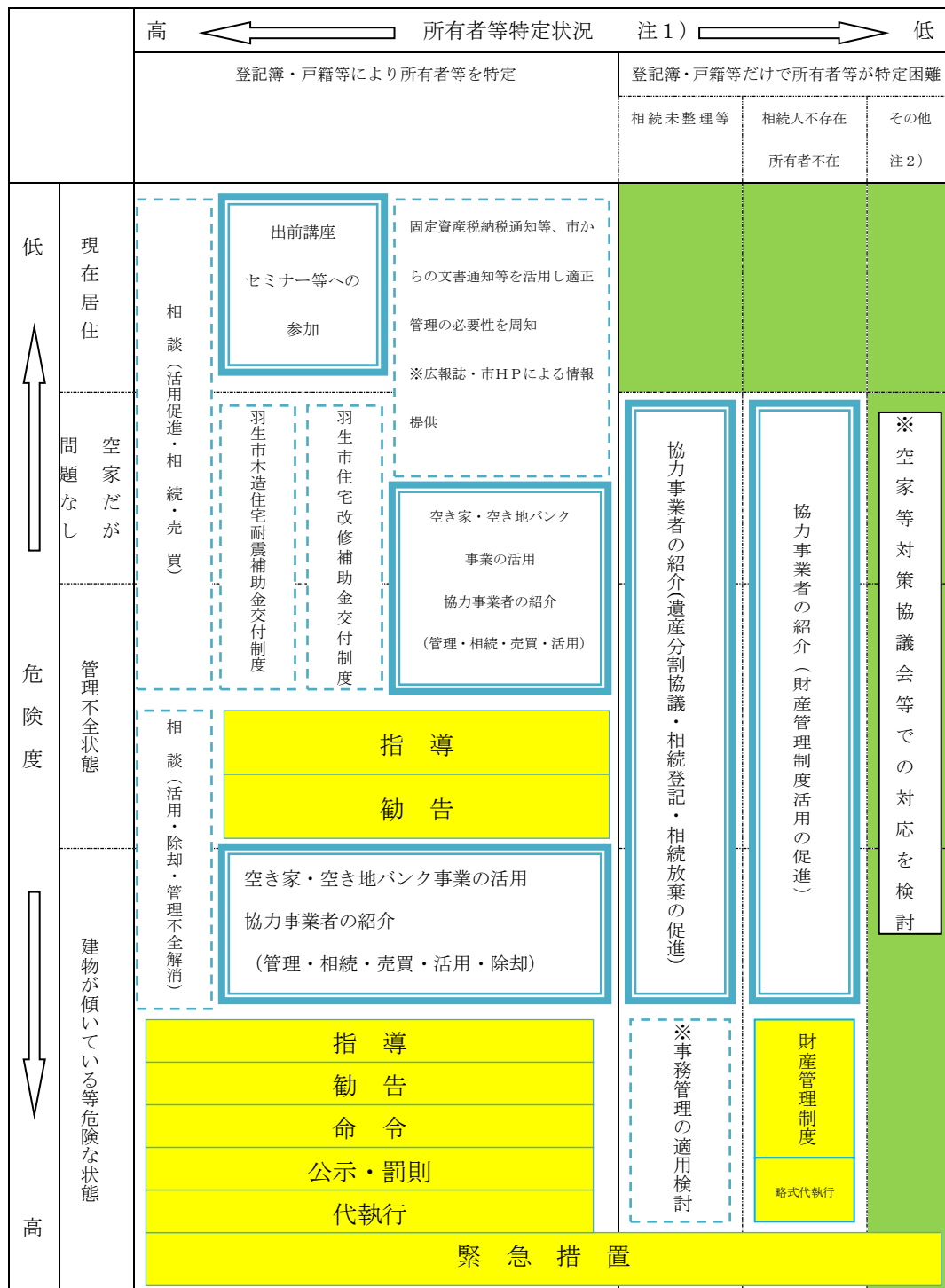
空家等の管理は第一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題ではありますが、地域自治会等と情報を共有することや対処方法を検討することは重要であるため、協議会での検討状況や空家の情報に関し必要に応じ広く公開します。

### (5) 計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更します。

変更する場合は、協議会での協議、パブリックコメント等を行い、広く意見を求めます。

(6) 計画における取組の体系的な位置付け



注1) 固定資産税情報により納付者は知り得るが、真の所有者又は管理者であるかは特定が困難な場合がある。

注2) 本市で戸籍や住民票を登録したことがなく、かつ、登記簿記載の住所地から転出等して5年経過している者。

権利移動の登記簿繁栄がない者(別人が権利書を持っている。相続で係争中など。)

- [凡例]   : 空家法・条例・民法に基づく措置        : 行政における取組(「※」検討事項)
- : 官民連携組織における所有者等支援事業

## 資料編

### ・空家等対策の推進に関する特別措置法

法律第二百二十七号（平二六・一一・二七）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項



3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的

な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の

定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ・羽生市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理について、市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等対策計画を策定し、及び実施しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切にこれを管理し、及び当該空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第5条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により、緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、かつ、これを放置することが公益に反すると認めるときは、必要な緊急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に速やかに通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないときは、告示をもってこれに代えることができる。

3 市長は、第1項に規定する措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

4 第1項に規定する措置については、羽生市行政手続条例(平成13年条例第6号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(羽生市空家等対策協議会の設置)

第7条 法第7条第1項の規定に基づき、羽生市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 羽生市自治会連合会に属する者

- (3) 市議会の議員
  - (4) 法務に関し識見を有する者
  - (5) 不動産に関し識見を有する者
  - (6) 建築に関し識見を有する者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 4 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 協議会に会長及び副会長を置く。
  - 6 会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。
  - 7 協議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。
  - 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	環境審議会	会長	日額	7, 500円	を
			委員	日額	6, 700円	
「						
		環境審議会	会長	日額	7, 500円	に改める。
			委員	日額	6, 700円	
		羽生市空き家等対策協議会委員		日額	6, 700円	
」						

(羽生市空き地等の環境保全に関する条例の一部改正)

- 3 羽生市空き地等の環境保全に関する条例(昭和56年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽生市空き地の環境保全に関する条例

第1条中「空き地等が」を「空地が」に、「これらの空き地等」を「当該空地」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「空き地」を「空地」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「空き地等」を「空地」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条中「空き地に」を「空地に」に、「若しくはごみ等」を「又はごみ等」に、「又は空き家が管理

されないまま放置され、荒廃し、若しくは荒廃するおそれがあることにより、当該空き地等」を「当該空地」に改める。

第4条中「空き地等」を「空地」に改める。

第5条第1項中「に空き地等に立ち入り」を「を空地に立ち入らせ」に改める。

## ・羽生市空家等の適切な管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び羽生市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 法第9条第3項の規定による通知の様式は、立入調査実施通知書（様式第1号）のとおりとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第2号）のとおりとする。

(指導)

第3条 法第14条第1項の規定による指導は、空家等の適切な管理に関する指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、所有者等に対し意見陳述のための手続を執らなければならない。

2 前項の意見陳述のための手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び羽生市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成28年規則第21号）の定めるところにより行うものとする。

3 法第14条第2項の規定による勧告は、空家等の適切な管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第5条 市長は、法第14条第3項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書（様式第5号）により、当該命令をしようとする者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて弁明しようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書に対する意見書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 法第14条第3項の規定による命令は、空家等の適切な管理に関する命令書（様式第7号）により行うものとする。



(代執行)

第6条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、空家等の適切な管理に関する代執行に係る戒告書（様式第8号）により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の様式は、空家等の適切な管理に関する代執行令書（様式第9号）のとおりとする。

3 行政代執行における行政代執行法第4条に規定する証票の様式は、行政代執行責任者証（様式第10号）のとおりとする。

(緊急措置)

第7条 条例第5条第2項の規定による通知は、緊急措置実施通知書（様式第11号）により行うものとする。

(羽生市空家等庁内審査会の設置)

第8条 市長は、次に掲げる事項を審査するため、羽生市空家等庁内審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 特定空家等の認定の適否
- (2) 法第14条第2項の規定による勧告の適否
- (3) 法第14条第3項の規定による命令の適否
- (4) 法第14条第9項の規定による代執行の適否
- (5) 条例第5条第1項に規定する措置の内容

(審査会の組織)

第9条 審査会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 審査会に会長を1人置き、副市長の職にある者をもってこれに充てる。

3 会長は、審査会の会務を総理する。

4 審査会に副会長を2人置き、経済環境部長の職にある者及びまちづくり部長の職にある者をもってこれに充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

職
副市長
経済環境部長
まちづくり部長
総務部地域振興課長
企画財務部税務課長
市民福祉部社会福祉課長
経済環境部環境課長
まちづくり部まちづくり政策課長
消防本部予防課長
その他市長が必要と認める職にある者

## ・羽生市空地の環境保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、管理不良の状態にある空地が、生計つない生活環境をそこない、火災又は犯罪の発生原因になること等にかんがみ、当該空地の環境を保全し、公衆衛生の向上と市民福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地 現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 所有者等 空地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空地に雑草等が繁茂し、又はごみ等が放置され、当該空地が次の各号のいずれかに該当する状態(以下「管理不良の状態」という。)にならないように維持管理に努めなければならない。

- (1) 火災又は犯罪の発生原因となるおそれがある状態
- (2) 衛生害虫の発生しやすい状態
- (3) その他衛生、安全及び美観を損ない、近隣の生活環境を阻害し、又は阻害するおそれがある状態

(指導、助言及び勧告)

第4条 市長は、空地が管理不良の状態になるおそれがある又は管理不良の状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し雑草の除去等空地の整備につき必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、前項に定める指導及び助言を行ったにもかかわらず、なお履行しない者があるときは、当該空地の所有者等に対し雑草の除去等空地の環境保全について必要な措置を勧告しなければならない。

(立入調査)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該職員を空地に立ち入らせ、必要な調査(以下「立入調査」という。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### ・羽生市空地の環境保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市空地の環境保全に関する条例(昭和56年条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(除草等のあつせん)

第2条 市長は、所有者等が空地の管理不良の状態を除去できないときは、当該所有者等に対し雑草等除去業者をあつせんするものとする。

- 2 所有者等が前項の規定によるあつせんを市長に依頼するときは、雑草等除去業者あつせん依頼書(様式第1号)を提出しなければならない。

(勧告書)

第3条 条例第5条第2項に規定する勧告は、空地適正管理勧告書(様式第2号)により行うものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第5条第2項に規定する証明書の様式は、身分証明書(様式第3号)のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日規則第13号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

羽生市空家等対策計画

●発行 羽生市 平成31年3月

●編集 羽生市 経済環境部 環境課

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL : 048-561-1121

FAX : 048-561-6380

e-mail: [kankyou@city.hanyu.lg.jp](mailto:kankyou@city.hanyu.lg.jp)